

1. 「レクイエム」ってナニ?

皆さんこんにちは。5月に入り、草 木もみずみずしい季節になってきまし たが、いかがお過ごしでしょうか。

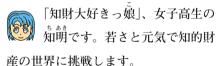
知的財産の「永遠の吟遊詩人(!)| こと弁理士の中川浄宗です。

この「知財アレルギーへのレクイエ ム♪ | では、「知的財産の世界は難し くて何だかとっつきにくい! | という 知財食わず嫌いアレルギーの症状でお 悩みの方々に、「鎮魂曲」を処方して いきます。「知財マスターのエチュー ド♪」の姉妹コンテンツです。

本誌2012年9月号の「エチュード ♪」において、「パブリシティ権」に 関する最高裁判所の平成24年2月2 日の判決「ピンク・レディー事件」を 紹介したところ、うれしいことに読者 より「もっと多くの判例を挙げて『パ ブリシティ権』を解説してほしい | と いうリクエストが寄せられました。

そこで今回は、パブリシティ権に関 する他の判例を紹介して、皆さんのパ ブリシティ権へのアレルギーを鎮めて いただきたいと思います。

本稿は個人レッスン形式で進め ✔ ていきます。まず自己紹介をお 願いしましょう。



「知財大好きお父さん」、メー カー知財部の部長、法雄です。 知識と経験で知的財産法に挑みます。

2. パプリシティ権の復習♪

さて、パブリシティ権に関する ✔ 判例を紹介する前にザックリと 復習しておきましょう。

俳優、歌手、タレント、スポーツ選 手などのいわゆる有名人の場合に顕著 であるように、その氏名・肖像などは、 それを付した商品の売り上げなどを促 進できます。つまり、お客を惹き付け る力を発揮する場合があります。これ を「顧客吸引力」といいます。

「パブリシティ権」とは、自らの肖 像などが持つ顧客吸引力にタダ乗りし ようとする他人を排除し、独占的にそ の力を利用できる権利のことです。

それじゃあ、誰もが自分の肖像 などの使用についてパブリシ ティ権を行使できるわけじゃないって いうことですよね。

実は、前から気になってたんですが、 「エチュード♪」も含めて、この連載 には中川先生の写真が掲載されてます けど、これはパブリシティ権が問題に なったりしないんですか?(毎回笑っ ちゃうんですけど、プッ)

🎝 🖟 良い質問ですね(本当はあると いいたいけど、ここは我慢)。

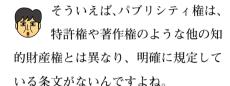
結論からいうと、私にはそもそもパ ブリシティ権がないといわざるを得ま せん。例えば知明さんは、私の写真が 本誌に掲載されているからという理由 で本誌を購入しようとは絶対に思わな いですよね?

……いや、そんなに大きくうなずか れると結構、傷つきます。

したがって、自分でいうのも何です が、私の肖像には顧客吸引力がないと いわざるを得ませんので、私はパブリ シティ権を持っていないということに なります (ちょっとションボリ)。



ただ、私の肖像を無断で使用する行 為は、パブリシティ権の侵害にはなり ませんが、別の権利の侵害にはなり得 ますので、完全に野放しの状態という わけではありません。まぁ、この問題 は、別の機会にお話ししましょう。



/ さすがは知財部長! 法雄さん のおっしゃるとおりです。

話が横道にそれるかもしれません が、「法」と呼ばれるものは、成文法 と不文法に分けることができます。

「成文法」とは、特許法や著作権法 のように、一定の手続きにのっとって 制定されており、かつ、文字や文章で 表現されている法のことです。日本国 憲法のような成文憲法、法律、条例な ども成文法に該当します。

一方、「不文法」とは、社会生活に おける実践的な慣行に基づいて生成さ れるものであって、文字や文章では表 現されていない法のことです。慣習法、 判例法、物事の道理である条理などが 不文法に該当します。

話を戻すと、パブリシティ権は、日 本では現在までのところ、成文法に よって明確に規定されている権利では なく、ちょうどその反対の不文法、特 に判例によって形成されてきた権利で あるということになります。

3. リーディング・ケース♪



そうすると、知的財産権の中で も特にパブリシティ権を理解す るためには、従来の判例を知ることが

重要なんですね。パブリシティ権が、 判例でどんなふうにつくられてきたの か、ぜひ知りたいです!

』/ 知明さん、前向きで素晴らしい ですね! もちろんです。

最初にお話しした「ピンク・レディー 事件」の判決によって、自らの肖像な どが有する顧客吸引力を排他的に利用 する権利としてのパブリシティ権が存 在することが、最高裁判所の判例とし て確立されたと考えられます。

当然ながら、この「ピンク・レディー 事件 | の最高裁判所の判決に至るまで には、パブリシティ権をめぐる数々の 地方裁判所や高等裁判所の判例があり ます。

パブリシティ権のリーディング・ ケースは、東京地方裁判所の昭和51 年6月29日の判決「マーク・レスター 事件」であるといわれています。

マーク・レスター! いやぁ、 懐かしい。学生時代に家内と付 き合っていたころ、2人で「小さな恋 のメロディ」を観に行きましたよ。そ したら、うちのカミさんがね……。

/ 法雄さん、奥さんとの思い出話 ■ はまた今度ゆっくりと聴きます からね……。それでは、この事件のポ イントをお話ししていきます。

本件は、イギリスの人気子役であっ たマーク・レスター氏が原告であり、 同氏の出演した映画「小さな目撃者| の日本における上映権などを保有して いる会社が被告です。

被告は、原告の承諾を得ることなく、 製菓会社のチョコレートの宣伝とし て、この映画の中で原告が登場する1 シーンを抜き出し、「マーク・レスター も大好きです|というナレーションを 挿入したテレビCMを制作して、その 放映を企画しました。

このテレビCMが放映されたとこ ろ、原告が被告に対して、肖像権およ び氏名権の侵害に基づく損害賠償を請 求したという事件です。

本判決では、パブリシティ権という 言葉は登場しませんが、次のように述 べている部分があります。

「俳優らは、…… (その) 氏名や肖 像を商品等の宣伝に利用することによ り、俳優らの社会的評価、名声、印象 等が、その商品等の宣伝、販売促進に 望ましい効果を収め得る場合があるの であって、これを俳優らの側からみれ ば、俳優らは、自らかち得た名声の故 に、自己の氏名や肖像を対価を得て第 三者に専属的に利用させうる利益を有 しているのである|

本判決は、以上のように述べたうえ で、結論としては、被告の行為は民法 上の不法行為に該当するとして、100 万円の損害賠償を認めています。

4. パプリシティ権侵害の類型♪

ほほう、この「マーク・レス ター事件 以来、判例ではパブ リシティ権が形成されてきたのです ね。それでは、この事件から「ピンク・ レディー事件 | に至るまでには、どの ような判例があるのですか?

/ そうですね、時間をたどって過 ▼ 去の主要な判例を紹介していき ましょう。ただ、「ピンク・レディー 事件」の判決が、パブリシティ権の侵 害になる場合、つまり、肖像などを無 断で使用する行為であって、もっぱら 肖像などが有する顧客吸引力の利用を 目的とする場合として、「3つの類型| を挙げていますから、今回は、どの類 型に当たる紛争なのかに着目して、紹 介していきましょう。

え~と、確かこの3つの類型は、 肖像などそれ自体を独立して観 賞の対象となる商品などとして使用し た場合(例:ブロマイド)が第1類型、 商品などの差別化を図る目的で肖像な どを商品などに付けた場合 (例:キャ ラクター商品)が第2類型、肖像など を商品などの広告として使用する場合 が第3類型でしたよね。

(マズイ、この娘がいると私の ✓ 出番がなくなってしまう……)

そのとおりです。そうすると無断で マーク・レスター氏の肖像をテレビ CMに使用した「マーク・レスター事 件 は、第3類型に該当します。

さて、なぜ過去の判例を知る必要が あるかというと、まず、「ピンク・レ ディー事件 | の判決は、3つの類型に 該当する具体的なケースを示していな いので、過去の判例を知ることで、パ ブリシティ権を侵害する具体的なケー スを理解できるわけです。

また、「ピンク・レディー事件」の 判決は、3つの類型以外にもパブリシ ティ権の侵害になり得る場合があると していますが、過去の判例における3 つの類型以外にパブリシティ権の侵害 を認めたものを知れば、パブリシティ 権の侵害になる危険性を漏れなく把握 できるわけです。

5. 昭和期に生じた紛争♪

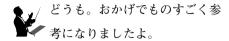
① [王貞治記念メダル事件]

/ 今回は、昭和期に生じたパブリ ✓ シティ権の侵害に関する判例ま でお話ししましょう。

まず紹介したいのは、東京地方裁判 所の昭和53年10月2日の決定「王貞 治記念メダル事件」です。

念のため、「決定」を簡単に説明す ると、迅速な処理が必要とされる事項 などについて行われる裁判であって、 裁判所が口頭弁論を開かなくても行え る裁判のことです。

いやぁ、王さんとはこれまた懐 かしい! 私は、王さんが前人 未到の本塁打通算800号を放った瞬間 の興奮をいまだに覚えていますよ。



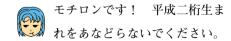
本件は、決定では理由が明らかにさ れていないのですが、片足を上げた野 球選手のバッティングフォームの立像 と「王貞治|「800号達成| などの各 文字が記載されたメダルの製造・販売 などが禁止されています。

「マーク・レスター事件」が俳優に 関する事例であったのに対して、本件 は、結果的には、スポーツ選手もパブ リシティ権を有すると判断した点に意 義があります。

また、スポーツ選手の肖像や氏名を 使用した記念品の販売などは、第1類 型に該当するものとして、パブリシ ティ権を侵害するといえるでしょう。

②「中森明菜 I · II 事件」

』/ 次にご紹介するのは、東京地方 ▼ 裁判所の昭和61年10月9日の 決定「中森明菜I事件」と、同じく東 京地方裁判所の昭和61年10月17日の 決定「中森明菜Ⅱ事件」です。(法雄 さんの先手を打って……)知明さんは、 明菜さんをご存じですか?



明菜さんの代表曲、「飾りじゃない のよ涙は♪ | が一番好きです!

』/ よくご存じですね。「Hahha ■~~!」とか「Hohho~!」のフ レーズが印象的で、歌番組によく出演 していた明菜さんを思い出します。



さて、この2つの事件では、いずれ の決定でも理由が明らかにされていな いのですが、中森明菜さんの肖像およ び氏名が使用されたブロマイド、ポス ター、キーホルダー、バッジの販売な どが禁止されています。

現在の判例によれば、本件は、典型 的なパブリシティ権の侵害事例といえ るでしょう。つまり、芸能人の肖像や 氏名を使用した商品のうち、ブロマイ ドなどの販売は第1類型に該当し、 キーホルダーなどの販売などは第2類 型に該当すると考えられます。

③「藤岡弘事件」

今回最後に紹介するのは、富山 ▼ 地方裁判所の昭和61年10月31 日の判決「藤岡弘事件」です。

本件は藤岡弘の芸名の下で映画やテ レビに数多く出演しているテレビ映画 俳優が原告であり、富山県に複数の店 舗を持つ洋服の製造および販売などを 目的とする会社が被告です。

藤岡弘さんは、確か「仮面ライ ダー | の仮面ライダー1号・本 郷猛役の俳優さんですよね。私、正義 のために悪と戦う戦隊モノとかが大好 きで、高校生になっても遊園地に行っ て「僕と握手!」するんですよ。

(不思議な少女だ……) それで は本件の概要をお話しします。

被告は、当初、被告を構成員に含む 団体と原告の間で締結された広告出演 契約に基づいて、原告の氏名および肖 像を使用した新聞広告・チラシ配布・ テレビCMを行っていたのですが、契 約が打ち切られた後も、このような広 告を継続していました。

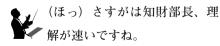
そこで、原告が被告に対して、肖像 権および氏名権の侵害による損害賠償 請求を行ったという事件です。

本判決でも、パブリシティ権という 言葉は登場しませんが、実質的には、 現在の判例でいうパブリシティ権の侵 害を認めたといえるでしょう。

つまり、本判決は、「被告は、…… 本件広告につき、原告の氏名及び肖像 を無断使用したものというほかないか ら、これによって被った原告の損害を 賠償する不法行為責任がある」と述べ たうえで、結論として、この不法行為 に基づく損害賠償として150万円を認 めています。

う~ん、そうすると、この事件 は、無断で藤岡弘さんの氏名お よび肖像を広告に使用した事件ですか ら、第3類型に該当すると考えられま すよね。

④ まとめ



さて、パブリシティ権をめぐる昭和 期の判例を簡単にまとめると以下のよ うになります。

まず、昭和期の判例では、パブリシ ティ権はまだ「権利」としては認識さ れていなかったということです。

一方で、有名人の氏名および肖像を 無断で商業的に使用することは、少な くとも民法上の 「不法行為」 に該当し、 損害賠償請求の対象になることが徐々 に定式化されてきた時期であるといえ ます。

いってみれば、パブリシティ権に とって昭和期の判例は、「黎明期」に 当たるといえるでしょう。

それじゃ、次回はパブリシティ 権をめぐる平成期に生じた紛争 を紹介していただけるんですね。とっ ても楽しみです。

/ そうですね。次回は、パブリシ ★ ティ権が、いつ「権利」として 判例に登場し、そして判例上どのよう に確立されてきたかを中心にお話しし ましょう。

あっ、法雄さんが登場しても本誌の 読者が増えるとは思えないので、次回 はお休みされても結構ですよ。

エエッ!? でもそれって、中 川先生の肖像に顧客吸引力がな いのと同じことじゃないですか。

(次同に続く)

中川 淨宗(Kiyomune Nakagawa)

鈴木・中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を 開設、知的財産の実務に携わりながら、専 修大学・神奈川大学の講師も務める。 エチュード♪」や「レクイエム♪」で取り :げる判例・テーマを募集しています。読 で編集部までご連絡ください。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3 -35横浜エクセレントⅢ 1€045-651-0236 URL: http://www.ipagent.jp/index.html E-mail: customer@ipagent.jp